

本審査基準実施に伴う措置について

(1) 指定商品・指定役務の表示

(イ) 商標登録出願における商品又は役務の指定は、新たに定められた「商品及び役務の区分」に属する商品又は役務が国際分類に即するものであるため、「その他本類に属する商品」「その他本類に属する役務」というような全類表示は認められません。(国際分類の性格については後述の『「類似商品・役務審査基準」作成の趣旨』参照)

(ロ) 商標法施行令の別表においては、「商品及び役務の区分」に属する商品又は役務を理解するための目安として各区分の名称付け(例えば、第1類 工業用、科学用又は農業用の化学品)がされていますが、この各区分の名称は必ずしも商品又は役務の内容、範囲が明確であるものとは言えないので、その名称をそのまま指定することは認められず、商標登録出願の際に商品又は役務を指定する場合には、原則として、商標法施行規則別表又は本書に例示されている商品又は役務を参考にして表示しなければなりません。

(ハ) 包括表示と認められる商品又は役務を指定する場合において、必要に応じて、その表示を「第 類 ただし、 を除く。」「第 類 ただし、及びその類似商品を除く。」とすることは認めることとしています。

(例) 「第25類 被服 ただし、下着及びその類似商品を除く。」

(2) 本審査基準の実施後、国際分類上の商品又は役務の変更若しくは省令別表に記載されていない商品又は役務の追加等があって本審査基準の商品又は役務を変更する必要があるときは、速やかに対応し公表することとします。

(3) 本審査基準は平成14年1月1日より施行します。